

# 法律の世界から 土木の世界へ発信する

〔取材協力者〕  
江副 哲氏 (弁護士総合法律事務所 弁護士 技術士(建設部門))

学生企画「土木出身の力とは!?」第5回は弁護士法人匠総合法律事務所  
の江副哲氏にお話を伺いました。現在弁護士として活躍する江副氏です  
が、学生時代は河川工学に関する研究、ゼネコン時代には現場の最前線  
で設計・施工管理に従事されていました。学生時代から「とにかく現地  
に行き、現地でモノを見る」ことが大事であると思い、モノづくりが好  
きであったにも関わらず、技術者から一転弁護士へ転進したきつかけに  
ついて探ります。

## 土木技術者から 法律家への転進

—— 大学での研究内容と、ゼネコン  
に就職されてからの業務内容を教え  
てください。

江副—— 学生時代は河川工学が専攻  
で、琵琶湖に流入する濁水の挙動に  
関する研究をしていました。研究室  
にこもって解析しているよりは、ポー  
トで琵琶湖を周ることが楽しいと感

じ、時には、泊まり込みで観測を行っ  
ていました。

大学院を修了し(株)鴻池組に入社  
すると、まずは鹿児島県のゴルフ場造  
成現場と福岡県のダム建設現場でそ  
れぞれ3ヶ月ほど勤務しました。現場  
では毎日、山の中で測量やコンクリー  
ト打設の管理を行い、職人さんと泥  
だらけになりながら作業をしていま  
した。いずれも泊まり込みの勤務で  
最初は心細かったのですが、大勢の

職人さんと寝食をともにするにつれ、  
技術力や知恵を集約しながら一つの  
土木構造物をつくるという一体感や  
醍醐味を感じました。

その後、本社の土木設計部で設計  
業務に従事しましたが、その中で施  
工管理や設計変更に対するトラブル  
対応なども行いました。その設計部  
でも、学生時代の現場を見る習慣か  
ら、自主的に現場へ出向くことが多  
かったです。コンクリートのひび割  
れ防止の配合に関する検討も、配合  
の数字を見るのではなく、生コン工  
場に向いて実際にコンクリートを  
練って配合試験を行い、現場の人と  
議論してから配合を決めることもあ  
りました。あまりにも頻繁に各現場  
に行くので、上司から「お前いつも現  
場に行って何してんねん」と言われ



江副 哲氏  
EZOE Satoru

1997年京都大学大学院工学研究科土  
木工学専攻修了。(株)鴻池組に勤務後、  
2008年京都大学法科大学院へ入学。現  
在は弁護士法人匠総合法律事務所にて、  
弁護士兼技術士(建設部門)として土木系  
企業に対する法令コンプライアンスや契約  
対応、訴訟対応に従事。土木学会関西支  
部「FCMに着目した橋梁維持に関する調査  
研究委員会」委員、神戸大学農学部環境シ  
ステム学科生産環境工学コース非常勤講  
師も勤める。

ることもありました(笑)。  
—— 弁護士へ転進したきつかけを教  
えてください。

江副—— 私が就職してから2、3年目  
くらいに談合が社会的な大問題にな  
りました。また、発注者が元請に、元  
請が下請に施工変更や追加工事の代  
金の負担を強要する、いわゆる「請負  
け」や「下請いじめ」と言われるもの  
も身近な問題として実感していまし  
た。このような環境下では、現場の技  
術者が最大限に力を発揮し、モチベー  
ションを高く保つことができな  
いのではないかと疑問に思いました。しか  
し、これを一技術者が業界に対して意  
見したところで何の効果もなく、何も  
変わらない、ならば法的な素養も踏ま  
えて業界外から意見したほうがより  
理解してもらえるのではないかと考

えました。これが、弁護士の道を志したきっかけです。

## 法律家でありつつも 技術者として語る

——現在の業務内容と土木とのつながりを教えてください。

江副——土木系企業に対する法令コンプライアンスや契約対応、訴訟対応と現場トラブルに関する話も多く、技術者としての経験を大きく活かすことができていると思います。土木を専門としていない弁護士の場合、現場で何が起きているのかという理解や、相談内容の重要性、危機感を理解することには限界があります。しかし私はゼネコン時代の経験・知見を踏まえた



写真1 セミナーの様子

上で、「こういうところますぐないですか」、「この時どう対応されましたか」など、技術者として話すことができますので、依頼者の方には現場のことがわかる弁護士だと思ってもらえるようです。

——どのような案件が印象に残っていますか。

江副——私が担当した案件の中に、ハウスメーカーが建築した戸建て住宅に過大な不同沈下が生じた事例がありました。原地盤が斜面であったところに造成工事で大規模な盛土をした宅地で、建物のベタ基礎の半分が原地盤、もう半分が盛土部分にまたがって施工されており、コンクリートのベタ基礎がへの字に折れるほど過大な沈下が生じていました。しかし、造成業者は一貫して法的責任はないという態度でした。そこで私がハウスメーカーの代理人として、建替え費用相当額の賠償を求めて造成業者に対し調停を申し立てました。本案件では、不同沈下の原因を明らかにすることが重要な争点であり、その時に相談したのが、母校である京都大学の地盤工学を専門とする教授でした。教授には、私も立会の下、実際に現場を確認してもらい、現場で

不撓乱試料を採取し、土質試験を実施しました。この結果を基にFEM解析を行ったところ、複雑な地盤条件での不同沈下現象を再現できたのです。この解析結果から専門的知識のない裁判所も納得させることができ、造成業者も譲歩せざるを得なくなり、一部費用を支払うという内容で調停が成立しました。一般にこのような裁判案件は解決までに数年ほどかかることもありませんが、本件に関しては1年もかかりませんでした。京都大学やゼネコン時代の人脈は、技術的に難解な事件の早期解決に際して私の武器であり、財産でもあります。

## 土木業界と 法律業界の未来

——昔と今の土木で法に関する考え方や意識は変わっているのでしょうか。

江副——変わったとまでは言えないですが、変えようとしているのは感じます。国やマスコミ、世間の目が厳しくなり、土木業界もかなりコンプライアンス意識が高まっていると思います。また、理不尽なことには声をあげる会社が増えてきました。つまり、自

らの言い分を主張し、聞き入れられない場合は裁判をするということです。今までコンプライアンス上、不合理な内容の契約・依頼でも引き受けていたという環境でしたが、今日では、「ダメなものダメ、受け入れられないものは受け入れない」という当たり前のことは言うべきであるという風潮に変わってきたように感じます。

——最後に、若い世代の読者に向けてメッセージをお願いします。

江副——今の私が建設業界に対応した弁護士活動ができているのも、学生時代・鴻池組時代に培った、一緒にモノづくりをしてきた人の力が推進力になっているからだ実感しています。一人でできることには限界があります。みんなの力を合わせる、協力するという意識が土木では特に強いと思います。現場で実際に自分の目で見て考える、それを踏まえて現場に携わっている人と議論する、それがモノづくりにはとても大事なことで、その積み重ねが大きな財産になると声を大にしたいです。私は、このように培ってきた財産を今、土木業界に恩返しするつもりで、日々取り組んでいます。（担当編集委員…中川拓朗、神谷啓太）